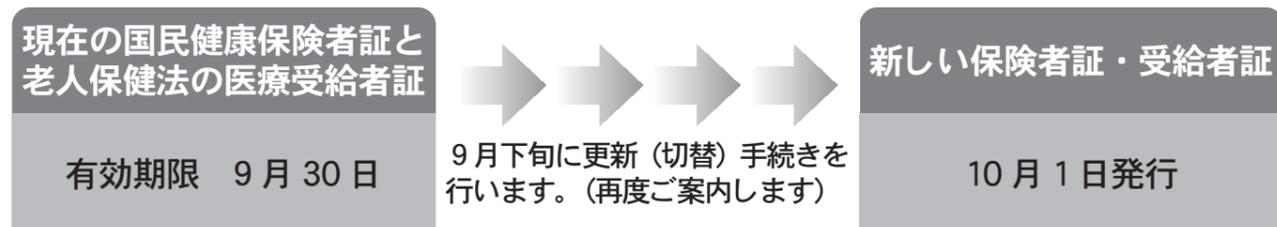


国民健康保険者証と老人保健法の医療受給者証の更新を

現在の「国民健康保険者証」の有効期限は9月30日までとなっております。また、「老人保健法の医療受給者証」の有効期限は定めておりませんが両証とも合併後の9月30日まで使用してください。10月1日に新しい保険者証を発行しますので、9月下旬に更新（切替）となります。（9月に再度切替のご案内をします）



町の単独医療費助成受給者証の更新と事業内容について

医療費助成受給者証の更新について

現在使用中の受給者証は、制度の一部が変更となるため9月1日以降は使用できません。8月下旬に現在の有効期間である9月30日までの新受給者証と更新のための申請書を送付しますので、9月中に更新の手続きを行ってください。



9月1日より町の単独医療費助成事業は次のとおりとなります

	乳幼児	重度心身障害者	一人親家庭など	老人（道老）
対象者	●入院⇒就学前 ●通院⇒就学前	●重度心身障害者（児） ・身障1級・2級 ・内部障害3級 ●重度知的障害者（児） ・おおむねIQ35以下 ・身障3級はIQ50以下	●一人親家庭などの母、父及び扶養されている児童 ・父、母：入院のみ ・児童 20歳未満：入院・通院	●昭和14年7月30日以前に生まれた70歳未満（平成20年3月末で制度廃止）
自己負担	●初診時一部負担金なし	●課税世帯⇒一割負担 ・月額上限：入院 20,100円 通院 6,000円 ●3歳未満児及び町民税非課税世帯⇒初診時一時負担のみ	●初診時一部負担金 ・内科：580円 ・歯科：510円 ・柔整：270円	●老人保健制度と同額 ・1割または2割
所得制限	有	有	有	有

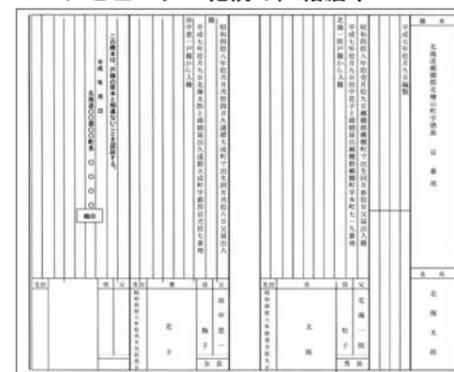
※保険者証の更新（切替）または医療費助成事業の内容に関しては、役場の担当者へお問い合わせください。

8月15日スタート！戸籍事務のコンピュータ化！

新町発足に向け、3町では町民のみなさんに関係するさまざまな諸証明事務（住民票や税関係の証明など）について、みなさんがどこの窓口に行っても「より早く」、「より正確に」提供できるようコンピュータの統合作業を進めています。8月15日には、戸籍証明事務のコンピュータ化がスタートし、合併後は3町どこの窓口でも証明書を請求できるようになります。今回は、戸籍事務のコンピュータ化によって戸籍謄本がどのように変わるのか次のとおりお知らせします。

戸籍事務に関しては、各役場の戸籍担当者までお問い合わせください。

▼コンピュータ化前の戸籍謄本



8月15日からこのようになります

◀新しい戸籍謄本



Point 証明書の様式が横書きに

B5版やB4版の縦書きからA4版横書きとなり、記載内容も項目化されますのでより見やすく分かりやすくなります。また、本籍の地番号に枝番がある戸籍については、「の」の文字を記載しないこととなります。

（例）100番地の1 → 100番地1

Point 今までの戸籍はどうなるの？

これまで使われてきた戸籍は「改製原戸籍（コンピュータ化になる前の和紙戸籍の原本）」として、役場で100年間保存します。この「改製原戸籍」の証明が必要な場合は、従来の除籍、改製原戸籍と同様に申請することにより交付が受けられます。

Point 戸籍の文字は正しい文字に

戸籍の記載事項をコンピュータに登録するため、現在「氏」または「名」の文字が、書きぐせなどで漢和辞典などにはない文字（誤字など）は使用できなくなります。そのような文字は常用漢字や人名用漢字など、一般的に通用している文字（正字）で記載されることとなりますのでご理解のほどよろしくお願ひします。

Point 証明手数料は変わりません

8月15日より戸籍がコンピュータ化となりますが、手数料については今までと同様で、変更はありません。

